

● 建設事業の労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	舗装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のは装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建 設事業（(3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（(3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（(3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 (38) 既設建築物設 備工事業を除く。	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設（埋設を除く。）の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工 事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業 及びこれに附帯して行われる事業（建設工事業用機械以外の機械 の組立て又は据付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において 主として行われる電気の設備工事業及び(3715) さく井事業を除 く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て 又は据付けの 事業 ※「その他のもの」 に係る労務費率は 基礎台の建設につ いてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業（(3102) 高えん堤新設事業を除く。） 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管 の埋設の事業（(3103) 内面巻替えの事業を除く。） 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備（植林のみによるものを除く。）の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業（一貫し て行う(3719) 造園の事業を含む。） 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) ほ装工事業及び(3505) 工作物の解体（一部分を解体す るもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使 用することを前提に解体するものに限る。）、移動、取りはずし 又は撤去の事業を除く。

● 建設事業における労務費率・保険料率一覧表

(令和6年4月1日改定)

業種 番号	事業の種類	工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～ のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18%	1000分の64	19%	1000分の 34
		19%	1000分の62		
32	道路新設事業	19%	11	19%	11
33	舗装工事業	17%	9	17%	9
34	鉄道または軌道新設事業	24%	9	19%	9
35	建設事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%	9.5	23%	9.5
38	既設建築物設備工事業	23%	12	23%	12
36	機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの 38%	6.5	38%	6
		その他のもの 21%		21%	
37	その他の建設事業	24%	15	23%	15

◎建設事業における算定基礎額の考え方

建設の事業において有期事業に係る労働保険料等を算定する場合、継続事業と同様、労働者に支払った賃金で算定することが原則です。数社の請負関係で工事を行う場合は、下請け事業の労働者の賃金額を把握する必要がありますが、困難と判断される場合は賃金総額の特例として以下の方法により請負金額で算定することができます。

● 「税抜」の請負金額に労務費率を乗ずる

建設の事業において有期事業に係る労働保険料等を算定する場合、元請工事の請負金額（消費税分を除いた請負金額）に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなし、その額に保険料率等を乗じて労働保険料等を算定することができます。

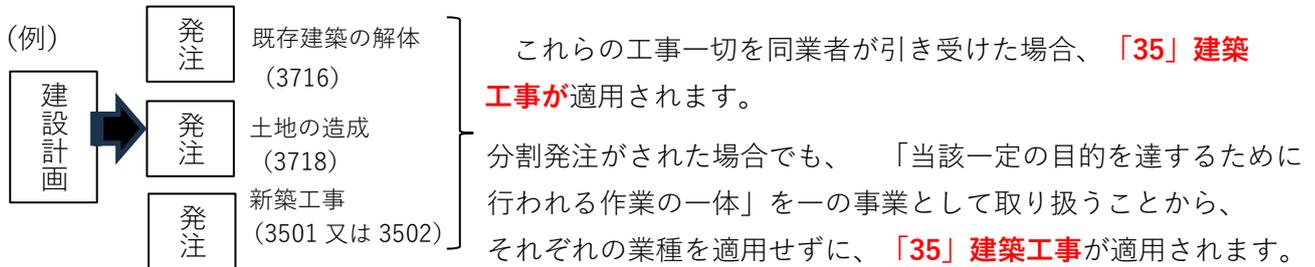
● 「税抜き」の請負金額に労務費率を乗ずる発注者（注文者）から支給された物は、請負金額に加算すること

建設現場における保険料算定基礎額を請負金額で算定する場合において、請負金額のほか、注文者自身が別に機械器具等を購入していた場合は、その物の価格（税抜）を請負金額に加算して申告することとなっております。

支払賃金で算定した場合と、請負金額を基に労務費率を乗じた場合に賃金総額とみなすとしており、その請負金額に機械器具等が入っていない額で算定した場合とでは、各事業の保険料負担の公正さが損なわれてしまいます。

◎有期事業に係る業種の振分けについて

有期事業については、当該一定の目的を達するために行われる作業の一体を一の事業として取り扱うこととされており、分割発注を受けた場合でも、最終的に完成される工作物で業種は適用されます。



◎機械装置の組立て又は据付けの事業について

労務費率を使用して賃金総額の計算を行う場合の原則は上記のとおりですが、業種36「機械装置の組立て又は据付けの事業」では、「当該価額に相当する請負代金の額に加算しない物」として掲げられた特定の工事用物については、その価額に相当する額を請負代金の額から控除することとしています。請負代金に特定の工事用物の価額が含まれているか否かは仕様書等を確認した上で判断してください。

機械装置の範囲（例示）

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |